

学校等^{*}における防犯上のポイント

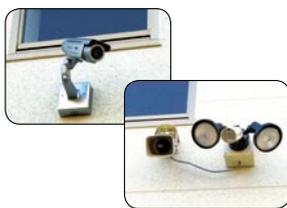
それぞれの地域における学校等の事情を考慮しながら、必要に応じて次の点に配慮します。

不審者の侵入防止

出入口の適切な管理や来校者への声かけ等のチェックを行い、不審者の侵入を未然に防止します。
また、職員室等の管理場所から児童生徒や来訪者を確認できることが望めます。



校門の管理、表示



防犯カメラ・センサー



来訪者のチェック



管理場所からの確認

施設設備の点検整備

施設や機器の不具合や整備が行き届いていないことにより、不審者が外部から容易に出入りできる状態になっていないか定期的に点検し、犯罪が起きにくい環境を整備します。



施設や防犯機器等の定期点検・整備



死角の原因となる障害物の除去

児童生徒等への安全教育

地域住民や関係機関等の協力を得ながら、犯罪に遭わないための知識の習得、自分の身の安全を守る対処方法を身につけるための安全教育及び社会教育等を行います。



防犯避難訓練



防犯ボランティアによる防犯教室



PTA、防犯ボランティア等によるあいさつ運動



社会貢献活動

安全体制の整備

保護者や地域ボランティア等と連携して、施設内外の巡回、実情に応じた独自の危機管理マニュアルの作成・見直し、緊急時に備えた定期的な研修・訓練等を行います。



スクールガード・リーダーによる学校内外の巡回



教職員による緊急時の対応訓練



緊急時に備えた体制の整備

学校安全管理マニュアル

- 安全指導・研修・訓練の実施
- 安全用具の設置場所、使用方法
- 職員室等への緊急連絡方法
- 児童の避難誘導方法
- 警察署、消防署等への通報方法
- 保護者、地域等への連絡方法
- 児童の登下校の方法 等

「スクールガード・リーダー」って？

京都府及び京都市教育委員会が警察官 OB を委嘱し、児童の登下校時に見守り活動等を行う地域の防犯ボランティアへの助言、小学校や校区の巡回指導、その他学校の安全に関する相談対応等を行う地域学校安全指導員をいいます。

保護者、地域等との連携

児童生徒等の安全を確保するには、学校だけでなく、保護者や防犯ボランティア、地域住民、警察等の関係機関と情報を共有するとともに、緊急時にはスムーズに協力しあえる体制整備やネットワークづくり等、地域ぐるみで連携を深めておくことが大切です。



青色防犯パトロール車による地域のパトロール



こども 110 番のいへの設置依頼



防犯連絡会議



防犯ボランティア・保護者等による見守り活動

地域ぐるみの連携



※ この指針にいう「学校等」とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の学校、保育所・児童養護施設等の児童福祉施設、放課後児童クラブ及び学習塾等の施設をいいます。

通学路等^{※1}における防犯上のポイント

それぞれの地域における通学路等の事情を考慮しながら、必要に応じて次の点に配慮します。

安全体制の整備、児童生徒等への安全教育

学校や保護者、地域住民等が連携して、安全な通学路の指定、安全確保のための体制整備、自分の身の安全を守る対処方法を身につけるための安全教育等を行います。



通学路等の危険箇所点検



安全マップの作成



こども 110 番のいえ
防犯教室



防犯ブザーの使用点検

安全な環境の整備

児童生徒等への連れ去り等の犯罪を防止するため、歩道と車道の分離、照度^{※2}や見通しの確保、地域住民や事業者の協力を得て「こども 110 番のいえ」等を整備します。



車道と分離し周囲からの見通しと照度が確保された歩道



3ルクス
以上



こども 110 番の
いえ・駅・くるま



街頭緊急通報装置

家庭で子どもにはどのように教えればいいのか？

子どもは学校等で、犯罪に遭わないための「5つのやくそく」や「いかのおすし」等を学んでいます。自分で身の安全を守ることにについて家庭で話し合うことが大切です。

★ 5つのやくそく ★

- 1 知らない人にはついていきません
- 2 だれかにつれていかれそうになったら「たすけて」と大声で助けをよびます
- 3 一人では遊びません
- 4 友だちが知らない人につれて行かれそうになったら大声で助けをよびます
- 5 遊びに行くときはどこでだれと遊ぶか家の人に言ってからでかけます

★ いかのおすし ★

- 『いか』～知らない人についていかない
『の』～知らない人の車にのらない
『お』～何かあったらおおきな声を出す
『す』～何かあったらすぐ逃げる
『し』～何かあったらすぐ知らせる



通塾時等の安全

児童生徒等は暗くなるまで学習塾や放課後児童クラブ等に通うことがあります。学習塾等、教育、学習、保育の用に供される施設の特性に応じ、保護者と連携した安全の確保に努めます。



地域住民、関係機関等との連携

保護者や防犯ボランティア、地域住民等が連携して、児童生徒等の安全確保に関する情報の共有や見守り活動、通学路等の安全点検等、地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。



通学路等の安全点検



防犯ボランティア等による見守り活動



こども110番のいえ点検訪問活動



防犯に関する情報交換

地域住民が愛着を持てるまちづくり

地域住民が参画して環境美化活動等に取り組むことにより、愛着心や帰属意識を持つことができ、地域住民の視線により犯罪企図者※3に犯行を思い止まらせる効果があります。



住民等による道路の清掃活動

防犯情報をメールでお知らせしています！

京都府では、京都府警察等と協力し、府内の子ども安全情報や防犯のための啓発、犯罪の発生状況等の情報をメールにより提供しています。

また、地元の防犯情報を提供している市町村等もあります。

【京都府防犯情報メールの登録方法】

- 1 携帯電話から空メールを送信します。
送信先アドレス anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp
- 2 登録案内のメールが返信されます。
メールに表示されている登録用 URL へアクセスしてください。
- 3 登録用 URL 画面で手続きをしてください。
配信を希望する情報の種類、地域等が選択できます。



※1 この指針にいう「通学路等」とは、児童生徒等の通学・通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園及び広場等をいいます。
※2 歩道や車道では、4メートル先の人の行動等が視認できる程度以上の照度（地面での平均照度が3ルクス以上）が必要です。
※3 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいいます。

学校・通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針について

(指針の詳しい内容は 11 ～ 14 ページをご覧ください)

学校・通学路等において、必要な方策を示して幼児、児童、生徒等の安全を確保することを目的としており、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づき策定したものです。

1 目的

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

(平成16年京都府条例第42号、抜粋)

第13条 (通学路等における安全の確保)

子どもの通学、通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園、広場等及び学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設(以下「通学路等」という。)の管理者、子どもの保護者、学校等の管理者、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して通学路等における子どもの安全を確保するための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 基本的な 考え方

- (1) 学校等においては設置・管理者、通学路等においては学校等の管理者、児童生徒等の保護者、通学路等の管理者、地域住民や警察署長に対して、それぞれ児童生徒等の安全を確保するための具体的な方策等を示し、その取組みを促すものです。
- (2) 関係法令・条例、学校等の管理体制の整備状況、通学路等の整備状況及び地域住民の意見等を考慮し、学校等や地域の実情に応じて運用するものとします。
- (3) 社会状況の変化等により、必要に応じて見直すこととします。

『割れ窓理論』って？

「割れ窓理論」とは、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士により提唱されたもので、「建物の窓等1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまう」という理論です。

ひとつの無秩序を放置することで、地域社会の秩序維持機能が弱まり、犯罪は増加するというもので、小さな芽のうちに摘むことが大切だということを説いています。

犯罪の多発するニューヨーク市では、

1994年以降この理論を実践し、割れ窓や落書きの一扫を集中的に行ったことにより大幅に犯罪を抑止したことで注目され、落書きが消えると同時に、犯罪も減少することを証明した取組みです。

日本でも、それを模範とする取組みを行うボランティア団体や自治体が見られるようになりました。



ボランティア団体による割れ窓理論実践活動

学校や通学路等で発生する犯罪を防止するため、次の3つの基本原則から防犯性の向上について検討し、施設や道路等の計画、設計、改善や整備を行うこととします。

監視性の確保 周囲からの見通しを確保し、住民の目が自然に行き届く環境をつくる

たとえば

- 植栽の樹種の選定、配置、剪定により周囲からの見通しを確保する
- 周囲から見通せない空間をつくらないような構造、設備とする
- 見通しが確保できない場所には防犯カメラ等で補完する



領域性の強化 住民同士がコミュニケーションを持ち、防犯性の高い領域をつくる

たとえば

- 地域住民や防犯ボランティア等が子どもの見守り活動を行う
- あいさつや声かけにより、地域の大人や子どもが顔見知りとなる
- 「割れ窓理論」に基づき、落書き消し等、環境美化活動を行う
- 学校、地域住民や防犯ボランティア等と情報を共有し交流を深める



接近の制御 犯罪企図者の侵入や接近を阻止し、犯行をあきらめさせる

たとえば

- 学校等を見通しの良いフェンス等で囲ったり校門を閉める
- 防犯センサー等を設置し犯罪企図者を威嚇する
- 柵や植栽等で車道と歩道を分離する



3 防犯の基本原則

「犯罪のない安心・安全なまちづくり」はどのようにすればいいの？

犯罪の防止に配慮した環境整備は、ソフト・ハードの両面から促進することが大切です。

安全で快適な環境づくり

防犯に配慮され環境が整った学校・通学路等

【ハード面の対策】



安心して暮らせるコミュニティ

住民、防犯団体、警察等と連携した防犯活動等

【ソフト面の対策】



連携